

判決年月日	平成17年6月30日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）第10336号		
○ 本件商標「アナ アスラン / Ana Aslan」は、商標法4条1項7号、8号、10号、15号、19号に該当しないとされた事例			

（関連条文） 商標法4条1項7号、8号、10号、15号、19号

本件商標は、「アナ アスラン」の片仮名文字と「Ana Aslan」の欧文字とを上下二段に横書きしてなり、指定商品を商標法施行令別表第3類「・・化粧品」等とするものである。アナ・アスランは、老化予防、治療に効果のある医薬品を開発したルーマニアの博士の氏名である。

原告は、本件商標登録について無効審判の請求をしたが、審決は、本件商標は、商標法4条1項7号、8号、10号、15号及び19号に該当するものでないから、本件商標の商標登録は、商標法46条1項1号の規定により無効とすることはできない、とした。

本判決は、本件商標が商標法4条1項10号、15号、7号、8号、19号に該当するとの原告の主張を排斥して、請求を棄却した。

① 商標法4条1項10号について

引用商標「Gerovital H3 Prof. Dr. Ana Aslan」は、本件商標の登録出願日及び登録査定日の当時、我が国の取引者及び需要者の間に広く認識されていたと認めることはできない。

② 商標法4条1項15号

本件商標をその指定商品に使用したとしても、アナ・アスラン博士の発明した商品又はアナ・アスラン博士に関係のある商品と混同を生ずるおそれがあるとは認め難い。

③ 商標法4条1項7号について

本件商標の出願の経緯が著しく社会的相当性を欠き、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものであるとは認められず、他に本件商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとは認めるに足りる証拠はない。

④ 商標法4条1項8号について

アナ・アスラン博士は、本件商標の登録出願時以前に死亡しているから、本件商標は、商標法4条1項8号にいう「他人の氏名・・・を含む商標」に当たらない。

⑤ 商標法4条1項19号について

①ないし③に照らすならば、被告が不正の目的をもって本件商標の使用をするものであるとは認めることができない。